

# 申告相談会での**注意事項**について

申告相談にあたり、以下の記載事項について**必ず事前に確認のうえ**、会場にお越しく下さい。

相談会において、職員は皆様が持参した申告用の各種資料等を基に、申告書の様式へ入力作業を行います。したがって、申告を行うのは皆様一人ひとりの意思であり、**職員は皆様の自主申告の補助をする立場**であることをご理解ください。

## 申告内容の集計は済ませていますか？

**領収書やレシートを持参するだけでは申告相談を受けることはできません。**  
必ず事前に集計を済ませた状態で会場にお越しく下さい。

集計用の様式は、市公式ホームページや税務課窓口で配布しています。

【例】収入・経費、医療費 など



様式はこちら

### 1年間の医療費に応じて医療費控除を適用できます

昨年1年間で支払った医療費は、医療費控除として申告することができます。  
申告する場合は、保険金等で補填される金額を含めずに、医療費について事前に集計のうえ  
ご相談ください。

なお、申告をすることで支払った医療費が戻ってくるわけではありません。

## 住宅借入金等特別控除の申告相談は2年目から

適用初年度は、必要書類を揃えて税務署で計算を行う必要があるため、市では申告相談を受けることができません。

2年目以降の場合は、税務署が発行する「住宅借入金等特別控除計算明細書」と金融機関等が発行する「年末残高証明書」の2点を持参することで、申告相談が可能となります。

### **!** 市で申告相談を受けられない内容について **!**

市が行う「個人住民税（市民税・県民税）」と、税務署が専門とする「所得税」の計算は性質的に違う部分があり、以下の申告内容については、**市役所では申告相談を受けることができない場合があります**ので、あらかじめご理解のほどよろしくお願ひします。

#### 【申告相談を受けられない申告内容の例】

- ・申告の根拠となる数値が分かる資料がない場合
- ・青色申告を行う場合
- ・住宅の改修に係る控除を適用する場合
- ・贈与税や相続税等の所得税以外の国税に関する申告を行う場合
- ・株式売買や譲渡に係る高額な収入があり、複数の控除の適用や繰り越し損失などがある場合
- ・死亡から4か月以上が経過した準確定申告を相続人が行う場合
- ・その他、市が申告相談を受けられる範囲を超えていると判断した場合